

H28.12.16 公布、施行

背景・概要

- 建築基準法では、火災による停電時等の避難安全性を確保するため、宿泊施設等の一定の建築物に、非常用の照明装置の設置を義務付けている。また、火災時等に確実に点灯させる観点から、建築設備に必要な非常用の照明装置の具体的な仕様を告示で定めている(昭和45年建設省告示第1830号)。
- 特区民泊の滞在日数要件が2泊3日に緩和され、比較的短期の利用を可能とすることを踏まえ、5泊6日までの特区民泊には、非常用の照明装置の設置を求めることとしたところ(H28.11.11通知)。
- 現行告示では、新築時に非常用の照明装置が設置されることを想定した電気配線等の仕様を定めているが、既存の建築物に後付けで容易に設置できるよう、特別な配電工事が不要な非常用の照明装置の仕様を定める。

現行

照明器具と配電盤(ブレーカー)を直接接続することとし、その途中にコンセントやスイッチを設けてはならない。

※一般的に、天井裏等に電気配線を行う必要があり、後付けするためには、大掛かりな工事が必要。

【参考】特区民泊施設における非常用の照明装置の設置イメージ



● 非常用の照明装置

改正後

後付けすることも想定して、

- ① 照明器具内に予備電源を有している場合は、接続状態に関わらず、非常時の点灯が可能であるため、コンセントを設けることを可能とする。

ただし、この場合通常時の充電を確保するため、

- ② 差し込みプラグがコンセントから容易に抜けない措置(コンセントカバー等で対応可能)を義務付けることとする。



取付けイメージ



コンセントカバーイメージ